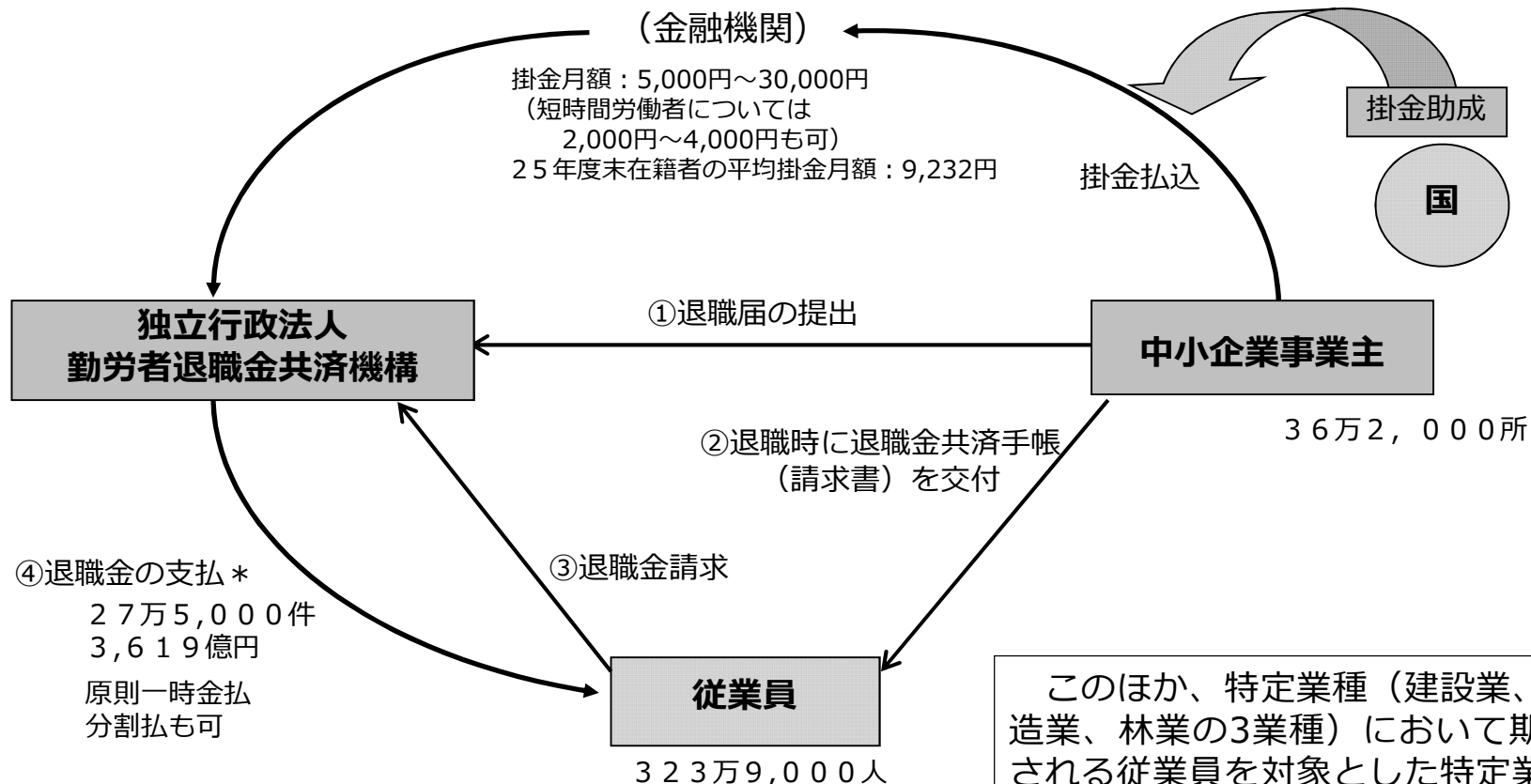


# 豊かで安定した勤労者生活の実現を図 ること(施策番号Ⅲ-4-2)

## 添付資料

# 中小企業退職金共済制度の概要

中小企業の従業員を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構から直接当該従業員に退職金が支給される仕組み。



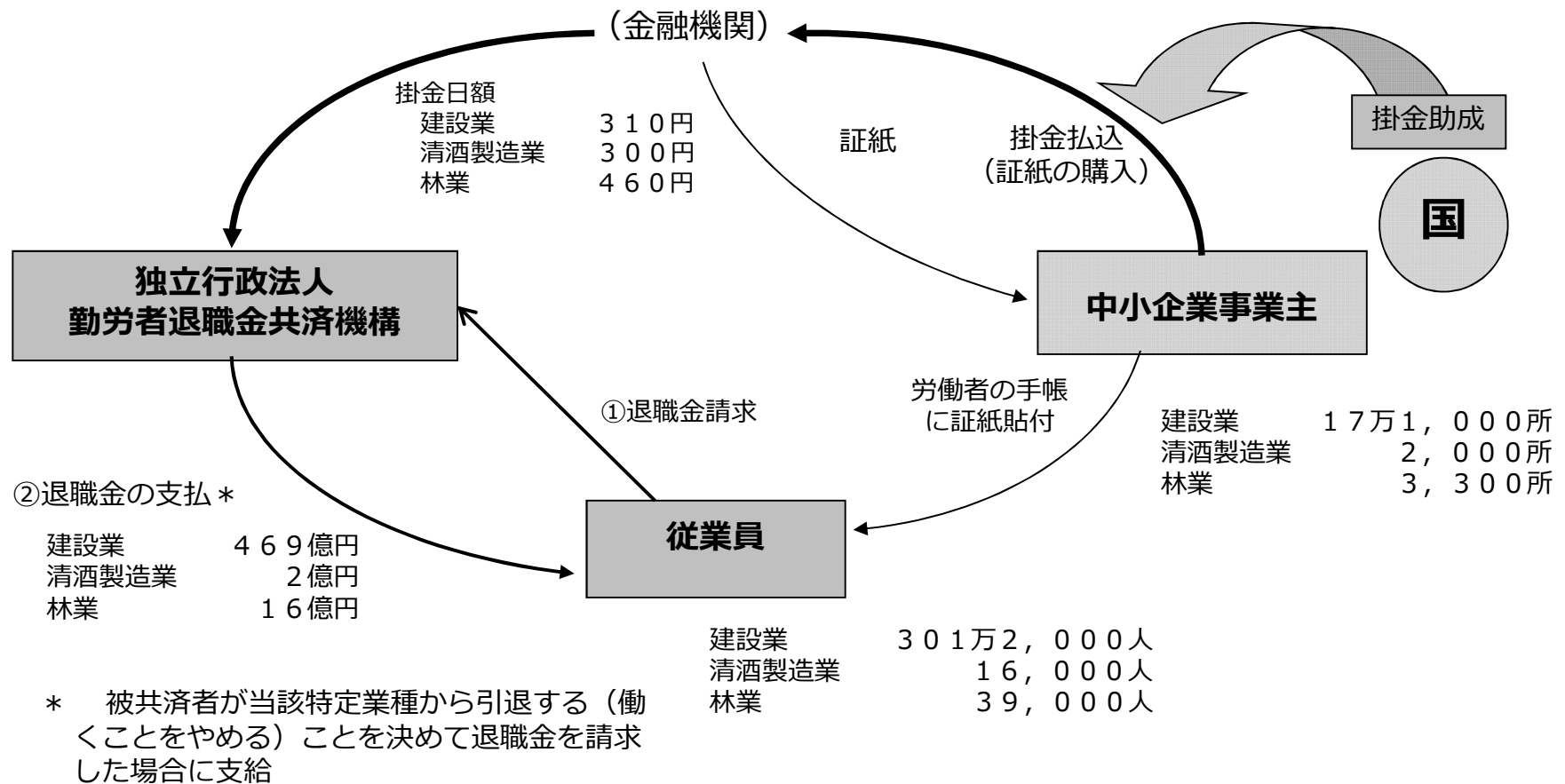
このほか、特定業種（建設業、清酒製造業、林業の3業種）において期間雇用される従業員を対象とした特定業種退職金共済制度がある。

\* 加入企業退職時に、被共済者からの請求により退職金を支給  
掛金月額と掛金納付月数に応じた基本退職金（予定運用利回り1%）  
と機構の運用実績により付加される付加退職金を合算した額

※ 数値は平成25年度時点

# 特定業種退職金共済制度の概要

特定業種(建設業、清酒製造業、林業の三業種)の中小企業において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙を貼付し、当該期間雇用者が業界で働くことをやめたときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構から直接当該期間雇用者に退職金が支給される仕組み。



※ 数値は平成25年度時点

# 勤労者財産形成貯蓄制度の概要

勤労者財産形成貯蓄(財形貯蓄)制度は、55歳未満の勤労者(一般財形貯蓄については年齢の制限なし)が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う制度。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利子等について税制上の優遇措置が講じられている。

## 勤労者財産形成貯蓄制度

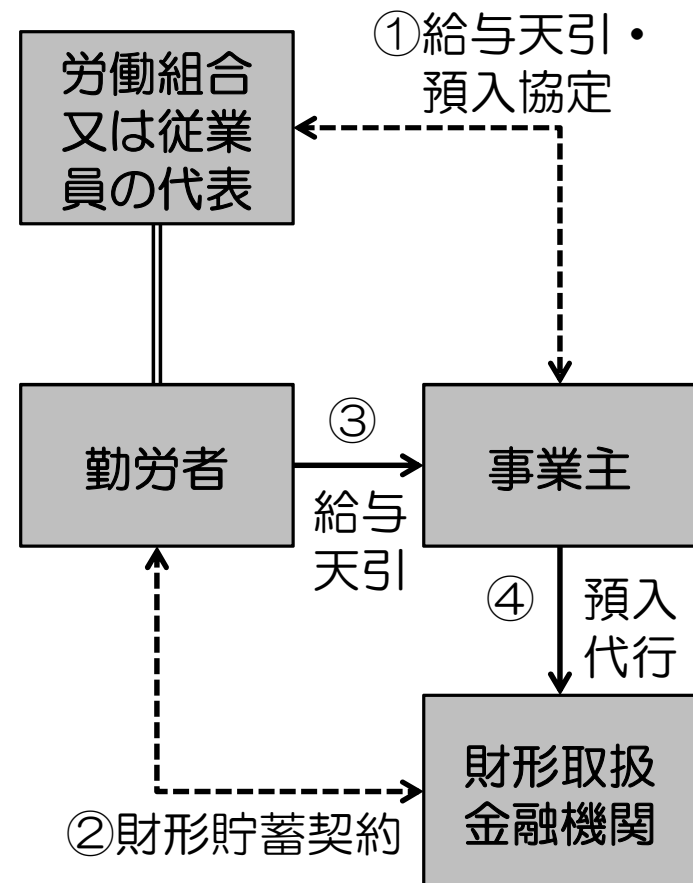
(財形貯蓄取扱機関：銀行、証券、生保、損保等)

一般財形貯蓄(S46.6～) ※年齢要件なし  
○目的自由  
○社内預金が廃止の場合は、一括預替が可能  
●利子等は課税  
契約数590万件、貯蓄残高10兆7,153億円(H26.3末)

財形年金貯蓄(S57.10～) ※貯蓄開始は55歳未満  
○年金として受取(満60歳以上)  
○定額型・逓増型・前厚型から受取方法を選択  
●財形住宅と合わせて550万円(生命保険等の場合は385万円)まで利子非課税  
契約数193万件、貯蓄残高3兆3,751億円(H26.3末)

財形住宅貯蓄(S63.4～) ※貯蓄開始は55歳未満  
○住宅の取得・増改築等の費用に充当  
●財形年金と合わせて550万円まで利子非課税  
契約数87万件、貯蓄残高2兆1,153億円(H26.3末)

## 【財形貯蓄制度の仕組み】



# 財形持家融資制度の概要

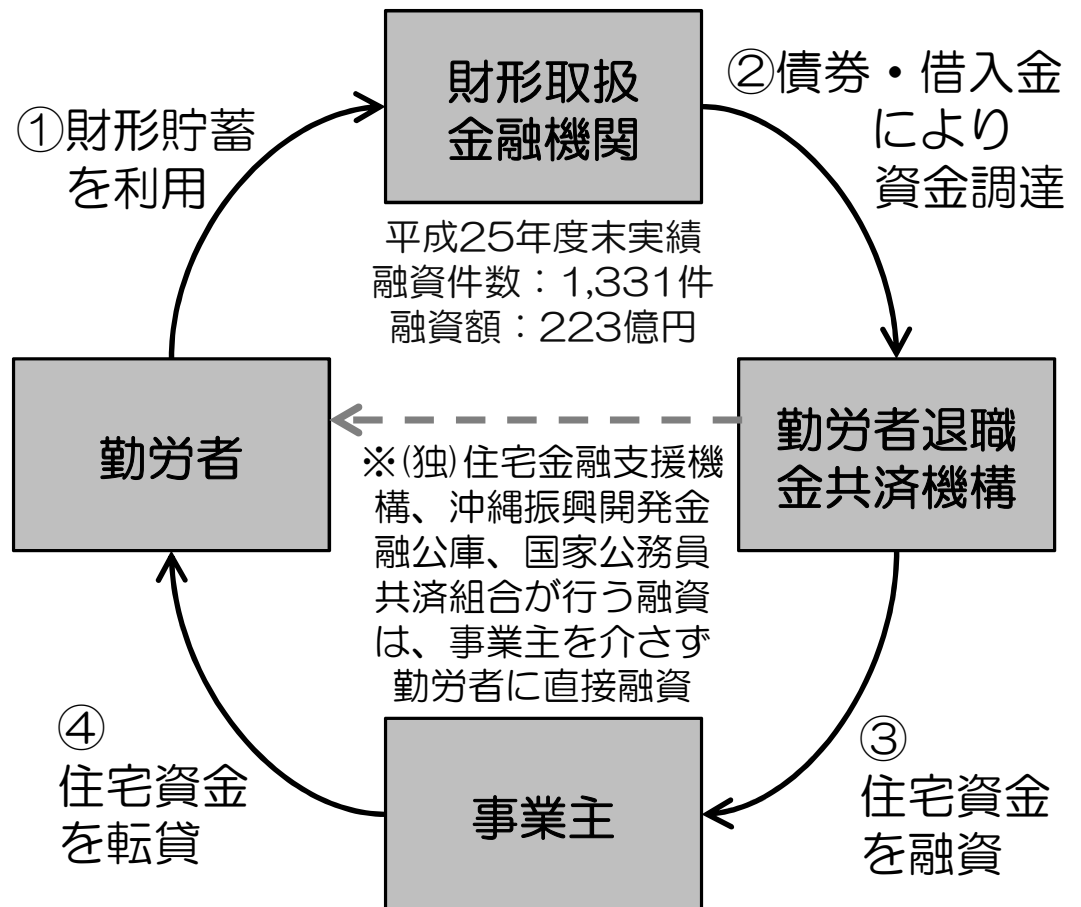
財形持家融資制度は、財形貯蓄を利用している勤労者に対し、保有する財形貯蓄残高の10倍(上限4,000万円)までの範囲内で、事業主を通じて(転貸融資)又は直接に(直接融資)、住宅を建設・購入又は改良するために必要な資金を融資する制度。

## 財形融資制度(S52.7~)

(独)勤労者退職金共済機構等が債券の発行及び借入金により、財形貯蓄取扱機関より資金を調達(財形貯蓄総残高の1/3を限度)して融資

- 財形貯蓄制度を利用している勤労者に対し、持家の取得等の資金を融資
- (独)勤労者退職金共済機構が事業主等を通じて行う転貸融資、公務員に対してその共済組合が行う直接融資、これらの融資を受けることができない勤労者に対して(独)住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫が行う直接融資がある。
- 融資限度額… 財形貯蓄残高の10倍(最大4,000万円)
- 貸付金利(5年固定)…年0.91%(平成26年7月1日現在)
- 償還期間… 35年以内

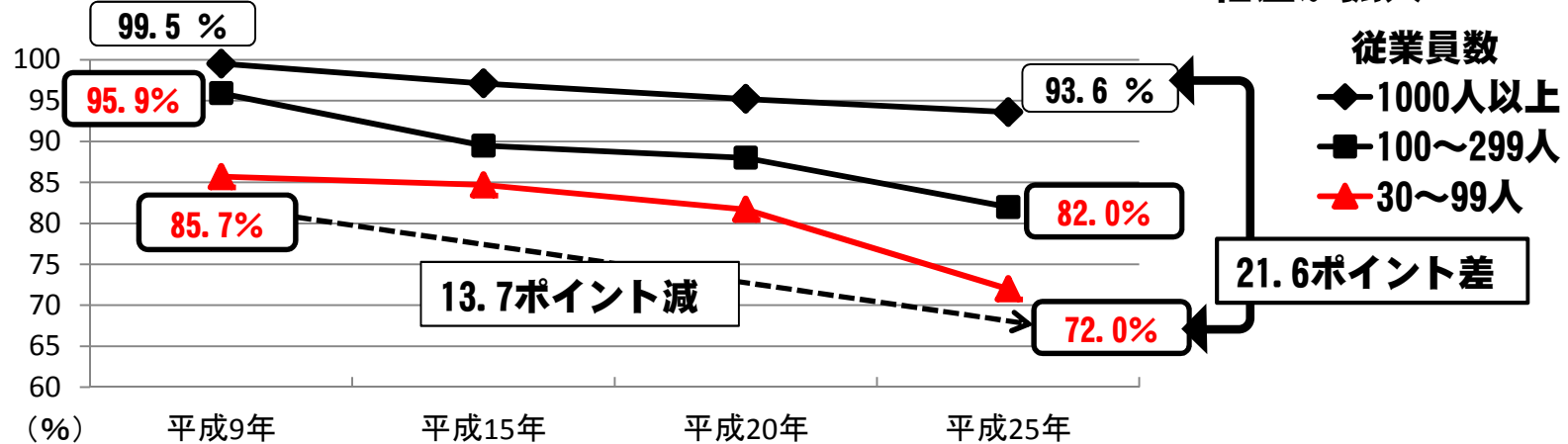
## 【財形融資制度の仕組み】



# 中小企業退職金共済制度を巡る状況について

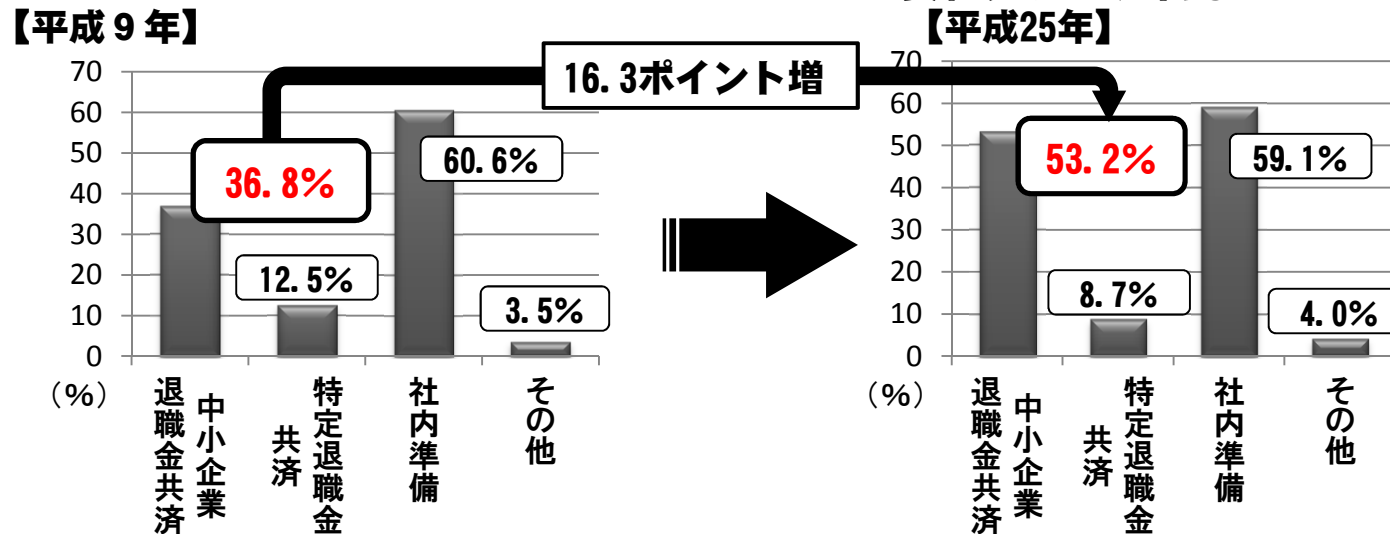
## ○ 民間企業における退職金制度の実施状況

➡ 中小企業における実施割合が大きく低下。大企業と中小企業における格差が拡大。



## ○ 中小企業（従業員数30～99人）が導入している退職金制度の内訳

➡ 中小企業における中小企業退職金共済制度の重要性は、一層高まっている。



出典: 厚生労働省「就労条件総合調査」(平成9年は「退職金制度・支給実態調査」)

## 勤労者財産形成貯蓄（実績）

